

# 参議院大蔵委員会会議録 第四号

(五五)

第四十回

昭和三十七年二月六日(火曜日)

午前十一時十三分開会。

委員の異動

二月二日委員中野文門君辞任につき、  
その補欠として山本米治君を議長にお  
いて指名した。

出席者は左の通り。

委員長

棚橋 小虎君

理事

棚橋 小虎君

委員

棚橋 小虎君

上林 忠次君	棚橋 小虎君
荒木正三郎君	
永末 英一君	
市川 房枝君	
大谷 賢雄君	
太暮武太夫君	
田中 茂穂君	
林屋龍次郎君	
堀 未治君	
山本 米治君	
木村禧八郎君	
平林 剛君	
須藤 宏治君	
原島 達雄君	
坂入長太郎君	
柏木 雄介君	
大蔵大臣官房	
財務調査官	
大蔵省閑税局長	
事務局側	
局總務課長	
武藤謙二郎君	
常任委員会専門員	
説明員	

本日の会議に付した案件

○昭和三十六年産米穀についての所得  
税の臨時特例に関する法律案(内閣  
提出、衆議院送付)

○保険業法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

○関税法の一部を改正する法律案(内  
閣提出)

○委員長(棚橋小虎君) ただいまから  
委員会を開きます。

まず、委員の異動について報告いた  
します。二月二日付をもって中野文門君が委  
員を辞任され、その補欠として山本米  
治君が委員に選任されました。

○委員長(棚橋小虎君) これより、昭  
和三十六年産米穀についての所得税の  
臨時特例に関する法律案を議題とし、  
まず補足説明を聴取ることといたします。  
申し上げます。

○政府委員(村山達雄君) 補足説明を  
この米穀の予約充り渡しの特例に関する  
法律案は例年出してございますが、三十六年  
で申告時期が近づいておりますので、これ  
より方によりまして、同じように課税  
の特例を認めようとするものでござい  
ます。

ただ、昨年と違います点は、それぞ  
れ時期別格差のつく時期が、第一期で  
ございますが、新潟県につきまして  
は、去年は九月末日までとなつております  
が、昨年のこれら等外米の買入れ  
の時期は、いずれも時期別格差のつか  
ない十一月以降の買入れでございま  
す。

また、昨年と違います点は、それぞ  
れ時期別格差のつく時期が、第一期で  
ございますが、新潟県につきまして  
は、去年は九月末日までとなつております  
が、昨年のこれら等外米の買入れ  
の時期は、いずれも時期別格差のつか  
ない十一月以降の買入れでございま  
す。

また、昨年と違います点は、それぞ  
れ時期別格差のつく時期が、第一期で  
ございますが、新潟県につきまして  
は、去年は九月末日までとなつております  
が、昨年のこれら等外米の買入れ  
の時期は、いずれも時期別格差のつか  
ない十一月以降の買入れでございま  
す。

また、昨年と違います点は、それぞ  
れ時期別格差のつく時期が、第一期で  
ございますが、新潟県につきまして  
は、去年は九月末日までとなつております  
が、昨年のこれら等外米の買入れ  
の時期は、いずれも時期別格差のつか  
ない十一月以降の買入れでございま  
す。

ましたけれども、ことしは新潟県に限  
りまして十月五日まで石当たり八百円  
の時期別格差がつくことになつてござ  
います。これは御案内のように、新潟  
県はちょうどあのころ水害に見舞われ  
まして、そのために第一期分の時期を  
延ばしているわけでございます。それ  
と同じように、最後の第四期分でござ  
います。

また、そのときには適用の全農家数  
ことをうたわなくても、事実上時期別  
格差のつかないときになつております  
ので、特にその点をうたう必要はな  
いことには非常に作柄が悪いもので  
ござりますから、農林省ではすでに四  
回にわたりましてこの等外米、規格外  
米の品種、規格を告示してござ  
います。十月末以前に相当の数量の買  
い入れがあるやに聞いておりますの  
で、ことしはこの点についても手當て  
する必要があるというので、本法案の  
第二項におきましてそのことをうたつ  
てあるわけでござります。

これらの点が例年と変わった点でござ  
ります。

以上、簡単でございますが、補足説  
明を終わります。

○木村禧八郎君 今、主税局長さんが  
例年やっている措置であつて、三十六  
年産米については例年どおりやるとい  
うことなんですかね。

ただ、そのときには適用の全農家数  
が、今はつきりとした数を覚えており  
ませんが、たしか私の記憶では全農家  
のうち二〇%この適用を受けたわ  
けでございます。その後相次ぐ所得税  
の一般減税によりまして非常に農家数  
が少なくなつてきているわけでござ  
います。

ただ、そのときには適用の全農家数  
が、今はつきりとした数を覚えており  
ませんが、たしか私の記憶では全農家  
のうち二〇%この適用を受けたわ  
けでございます。その後相次ぐ所得税  
の一般減税によりまして非常に農家数  
が少なくなつてきているわけでござ  
います。しかし、まあそれにもかかわら  
ず、ずっとこういう特別措置が続けら  
れてきているのですが、基本的にどう  
う考えて、この三十七年度もやっぱ  
りこれを続けていくのかどうか。税制  
調査会等でもよつちゅう議論になる  
わけですね、御承知のように、政府は  
基本的にはどういう考え方か。これは税の  
負担の公平の問題、そういう点、あるい  
は等外米あるいは規格外米について買  
い入れをいたしたわけでござります  
が、昨年のこれら等外米の買入れ  
の時期は、いずれも時期別格差のつか  
ない十一月以降の買入れでございま  
す。

また、昨年と違います点は、それぞ  
れ時期別格差のつく時期が、第一期で  
ございますが、新潟県につきまして  
は、去年は九月末日までとなつております  
が、昨年のこれら等外米の買入れ  
の時期は、いずれも時期別格差のつか  
ない十一月以降の買入れでございま  
す。

の売り渡し農家敷に対するまことに、六〇%くらいになつてきています。なるほど負担の軽減ということは、考えようよりましては、それは米価の一部を補償するということとも考えられないことではございませんが、現実に適用を受けるということを見ますと、十三戸くらい、二%くらいになつておる。戸たしてこれが米価政策といえるかどうかという問題が一つございます。

まあこれはわれわれのほうでは单独法で出してございますが、いわば租税特別措置的な考え方でございまして、だんだんウェートが少なくなつた政策といふものが、税の負担の公平といふ点からして、ウェートが少なくなつたら廃止をして、もっと必要なる措置を打ち出すべきであるというふうにわれわれは考えてゐるわけございまして、一般的減税なんかもわれわれは中小所得者をねらつてやつておるわけでございます。ことし、おそらく今後提案になりますが、住民税の相当大幅な減税がございますが、主としてオブション・ツウただし書き地域に適用されることになりますが、そいつたしますと、業種といったまことは、農業の方面に非常に大きく響く措置でございます。そういうたつた効果のある措置に切りかえるべきではなかろうかと、いうのが、政府の税制調査会における検討の結論であつたわけでございまして、したがいまして、政策効果が上がらないかったものについては租税特別措置的なものは全部廃止すべきではなかろうかと、いいます。租税特別措置は農家に対してもいたしましても、一方国会で論議されますよういろいろな関係がござります。

非常に少ないんじやないかといふよ  
な御議論、あるいは現実の問題として  
供米を円滑にさせるというようなこと  
からいたしまして、三十六年度産米に  
ましては、それら両方の要請をよくく  
らみ合わせまして、さらに今後具体的的  
に検討して参りたい、かように思つて  
おるわけでござります。

○木村轄（八郎君） これには直接關係が  
ないのでですが、三十七年度の減税措置  
によつて農家に対する減税措置、さつ  
き住民税のオプション・ツウただし書  
きのことを言われましたが、しかし、  
県民税があふれるわけですね。これは地  
域によつていろいろ違うのですよ。必  
ずしも一律にそらいえないのですけれども、減税措置によつて農家の税負担  
というものがどういうようになるので  
すか。

○政府委員（村山選雄君） これは国税  
と地方税、非常にその厚薄の点はござ  
いますが、農家をねらつた措置としま  
しては、いろいろ考へられるのでござ  
います。まず第一に、国税におきます  
しては、所得税、相続税、登録税、物  
品税の一部のようなものがこれに該當  
しております。それから、地方税にお  
きましては、住民税を中心といたしま  
して、さらに特別措置的なものとして  
不動産取得税、固定資産税、あるいは  
電気ガス税、こういふものにつきまし  
て、それそれらの分野におきます  
一般減税が農家に比重がかかるといふ  
ことのほかに、それぞれの項目で農家  
に特例的な措置を設けておるわけでござ  
ります。所得税で申しますと、今度

の減税、これは予約米の特例措置も含めて、改正前の納稅人員と改正後の納稅人員の点ではつきり出てくるわけですが、ござりますが、もしこれらの改正をしないとした場合には、農業の國稅の有資格者數は十九万二千人くらいかと見込まれますが、これらの改正を行なつた後におきましては、現在のことろ十七万一千人くらい、二万一千人くらいは失格すると思われるわけであります。稅額におきましても相当減ると思いますが、それは稅額におきましても、現行法で十一億七千六百万、改正法におきまして七億八千万程度でございますので、四億円くらい稅額で減つてくる。これは一般改正だけでございまが、そのほかに特例法による分といたしまして約六億くらい減収が出る。これは国稅の面でございます。

それから、相続稅につきましては、これは一般的に基礎控除、遺產から引く基礎控除を改正してござりますが、現行法は百五十万プラス相続人の數に三十万かけた金額を引きます。相続人の數を五人といたしますと、百五十万と百五十万、合わせて三百万の現行の遺產からの基礎控除額でございますが、今度はその三十万を五十万に上げますので、大体四百万くらいになります。その辺のねらいが農家の大体二町五反くらいの經營面積の人たちは相続税がかからないようにというあたりをねらつておるわけでござりますが、結果的には農家に響くところは相当大きい。

それから、登録稅につきましては、農林中金の出します債券につきまして登

金額税は現行千分の三でござりますが、これを千分の一・五に下げようとする措置を今後提案しようとする見込みでございます。

なお、物品税につきましても、農家に直接は関係ございませんが、農家の作つた畜産物を使っておるもので、たとえば乳酸飲料であるとか、あるいは同じジースでありますと、農家の作つておる果実をよけい使う、果汁の、果実のウェートの高いものについては、減免の措置を講ずるといふような、税額ではたいしたことございませんが、そういうこまかい改正をやっておられます。

なお、住民税につきましても、一番大きな問題は、ただし書き地域におきます現在の扶養親族の控除額は、これは全額控除でございますが、全国平均約三百二十円と見込まれておりますので、今後六百円くらいまで一歩に上げてしまおうということを考えております。なお、住民税について、課税所得七十万以下のものにつきまして相当程度税率を引き下げる予定になつておりますが、これは農家だけではございません、全部に及ぶものと思ひます。ただし、これは実施時期は三十八年分の住民税からとということになつております。

それから、不動産取得税等について、かつて問題になつておりました過剰入植のためにその後農家が離村する税をどうするかという問題がありますが、昨年の固定資産税の登録税の例にならないまして、今年は地方税の不動産取得税

においてもこれについては減免措置が講じていいこととござります。その他、國の助成にかかる農業協同組合の共同施設の取得であるとか、いろいろなものにつきましては、同様の配慮が加えられておる。

それから、電気ガス税、これは農村のほうの負担が所得に比べて非常に重くなっているということと、非常にわざかではございますが、一〇%を九〇%に、一%下げるといふことを一般的にやつております。ほかに農家の特定の施設で使う、協同組合だと思いまが、協同組合の特定の施設に使電気等につきましては軽減の措置を講じておる。

また、固定資産税につきましても、國の助成にかかるいろいろな近代化のための機械設備を取得した場合には、三年間、固定資産税の課税標準を二分の一にするというような措置も地方税法において講ぜられんとしておるわけであります。

相当前っぽいのは昨年やりましたのですから、こまかいところを拾いますと、農村方面に対する考慮が今年度の税制改正においても相当払われてやるというふうに考えておるわけでござります。政府部内では。

○木村謙八郎君 この住民税のただ書きの税率のあれ、もうきまりましたか、成案を得たのですか、税率改正。

○政府委員(村山達雄君) まだどの辺までかわかりませんが、最終決定をいたといふうにわれわれは聞いておりませんね。

○木村謙八郎君 そうですか。そうすると、まだあれは法律案として出てきていませんね。

○政府委員(村山達雄君) それも詳細なことはまだわかりません。あとで調べまして、お答え申し上げます。

○木村福八郎君 私、聞きたかったのは、税制改正のときは、特に所得税ですが、さつき主税局長からお話をあつたように、農家においては納税の対象人員が非常に減ってきておるわけです。そこで、減税という場合に、とにかく他の、所得税以外の減税もお話をございましたが、金額としては非常にわざかだと思うのです。決してそれが効果がないというわけではありませんけれども。ですから、農家に対しては所得税減税のような場合には、多くの農家は均活しないということになるわけですね。そういう点、どうも私はちょっと割り切れないのですが、その場合には何かほかの方法でそういう埋め合せといつては變んでいますが、填補措置が必要でないかと思う。よく農家に聞くと。それは自民党の人なんかにとっては重要なところです。ある部落では、三、四人ぐらいしかいない。話に行つて、農家の人に、所得税を納めている人とのくらいおりますかといふと、百人くらいおるところである。うふん農家のほうは均活するあれが少なくなつておるのだな。免稅対象が少なくなつておるということがある。それから、予約米の特別措置につきましても、二%であります。したがいまして、大体農家の減

税によって均活をされるという人は富農層じゃないですか。大体がそうじゃないですか。

○政府委員(村山達雄君) おっしゃる通り、国税の面、特に所得税の面におきましては、かつて昭和二十四年は農家数で三百二十万戸課税になつておつたわけです。その後シャウブの税制改正によりまして、大幅に減りました。その後逐年の減税によりまして、ことしの予算では、先ほど言いましたように、十七万一千人というところまで落ちたわけでございます。これらの人の納めている税金も非常に、そう言つては何ですが、先ほど言うようく、八億くらいになるかと。所得税全體の数字から申しますと、これ五千億の減税によりまして農家の減税といふのが少なくなるということはやむを得ないであろうと思うわけですね。

問題は、おそらく一番大きな問題は住民税でございますが、住民税はまた一般的に受益課税、同時に負担応分の話に広く渡くすべての人にある程度の分に応じた負担をしてもらつというよ

うなのが基本的な精神になつております。むしろ地方税におきましては、住民税として負担応分の精神がございませんして、応能課税のほうは国税で強くあります。むしろ地方税におきましては、県民税の改正点、割り切れないであります。しかし、まあこの問題は、一方におきましてそれぞれの財政需要をどうまかなかかといふ問題がございまして、なかなかむずかしい問題であると。そこに税源分配といふような問題をかみ合わせて参りませんと、なかなか所期の目的も達せられないということになります。それで、本年はそういう点も考慮しまして、別途所得税、入場税、たばこ消費税、これらの税源分配をやりまして、それに対して平年度百五億の財源を増強しようといふものとの辺でござりますが、なかなか一挙に負担のバランスという問題からだけ、歳出面の考慮は抜きにして、負担のバランスと、いろいろなことが多いためですね。そういう点は、減税をやる場合にどういふふうに考えておられるのですかね。農家にとって減税措置がどういう影響を及ぼすかということを今伺つたのですが、全体として金額からいくと少なくなつておるのだから。免稅対象が少なくなつておるということがある。それから、予約米の特別措置につきましても、三十六年度の予算ベースで約百六十六万人程度と、予約減税を受ける農家はそのくらいであると見込まれる多いわけでありまして、住民税の今の予約減税を受ける農家数だけを見ましても、いままでの予算であります。したがいまして、国

税の所得税の納稅人員に比べまして非

常も多いといふことは一応いえるわけだと思います。ただ、農家と、いふ場

でございます。ただ、農家と、いふ場

す。ところで、所得税の課税所得によつて三十五年の所得税の課税所得によっておるわけでございまして、その後国税は進んで先に減税しております。したがいまして、地方税のほうは課税所得のほうがふくらんでおるわけでございません。そこで、地方税のほうでは別途税額控除方式をそれらのものについては行なわんとするものでございます。具体的に申しますと、たとえば配偶者控除の金額は二万円違う。それから、今の十五才以上の扶養親族の控除額は二万円違います。それから、白色申告者の専従者控除は一万円違います、所得金額。それから青色については四万円違います。そこで、一番税率の違つたところはどこかと申しますと、先ほどの〇・八から二といふところが一番開いておるわけでござります。この分は一・二上がつておりますので、その一・二をかければ一番最高を引いておるわけでござります。一人当たりもしそういうものがありましたら、税額控除におきまして二万円に一・二をかけた数字、すなわち青色申告は四万円違いますので四百八十円引く、それが一番地方税として増率になつておるところを税額控除方式によって調整しておる、こういう仕組みになつておるわけでござります。

問題、これはわれわれといたしましても、本文方式が大体國稅の課稅所得計算方式に大体のつております。所 得控除方式にのつとつておるのでござります。これはたゞ書きのほうは発 足当時から税額控除方式になつております。その結果として、御案内のように なたゞ書きとしてある地域のほうが負担が重くなつておることは御指摘のとおりであります。ただ、これは地方自治の問題がございまして、それぞれ 自治の觀点に立つて、財政事情をにらみ合わせた上で現在の制度になつております。もちろん、その背景としましては、それらの団体の収入がどうなつておるか、財政事情がどうなつておるかで、それらの点でこれらの制度が採用されたと思いますが、とにかく負担がアンバランスになつておることは確かのようでありますので、国としても今後機会を見まして、これらのアンバランスを是正する方向に極力持つて参りたいというふうに考えておるわけでございます。

法をやろう。われわれ今聞いたところによりますと、製造業のある一定規模のものの本店の人員については、一人と数えないで、適当の合理的な数字をかけた人數でやつておる。そうすると、とよつて税制上の理由が立つことになつて、財源としては現在の分割よりも地方に流れるような措置を講ずる。それから、たばこ消費税につきましても、現在はそれぞれこの税源配分で一%ずつアップしますが……。

○木村福八郎君 一%ずつアップしますか。

○政府委員(村山達雄君) 率です。率でやりますが、御案内のように、現在のあれは小売定価によつて何%と、こういうことになつておるわけでござります。現行で申しますと、市町村が一-%、それから府県が一%になつておるわけであります。今度一%ずつ上がりますから、それぞれ一二%、九%になるわけであります。総額はそれできまりますが、課税標準を同じような見地からいたしまして合理化していくら、価格によらないで一本当たりの本数によつて課税標準をきめていくで、その算出の基礎は、その前年でもつて売り上げられた金額がございますから、一本当たりの売上金額といふのはわからぬわけでございます。それを課税標準にするといふことにいたします。そしたら、現行でございますと、品種の高い高級たばこは都會でのまれているわけでございます。下級品はいなかでのまれておりますので、定価が違います。それぞれ同じように数量があえたまつても都市のほうにたばこ消費税が流

と、その伸びは、全国の本数の伸びは違います。が、とにかく高級品をのがねか下級品をのむかといふ地域的差異はなくなる。これは増率分についてだけやるのでなく、根元から現在の一一%、それから八%も根っこから課税標準を本数当たりで改正しよう。これららの措置、まあ所得税、住民税の比例税率にするということ、それから今の事業税の分割基準を改定する、それからたゞこの消費税の課税標準を合理化する、この措置をとりますと、まあから主税局のほうの試算したところでは、府県、市町村を通じまして、交付、不交付団体ごとに見まして、そのふえ方の程度には違いがございますが、減るところはない、すべてある程度ふえてくるという結果になるわけでござります。

で、そのうち特にまあことし改正いたしまるのは、ことしはそんなことでございますが、将来を考えてみますと、所得税の伸長率は非常に高いわけじございま。過去四年の実績をとつてみると、大体年率二二ないし二三ぐらくなつてござります。申告所得課税で二二%、源泉で一三%ぐらいになつております。で、一方国税に移管しますと、入場税をとつてみると、五%ぐらいの伸びにしかすぎない。しかも、その内容を見てみると、人員は年々減つてござります。まあ五%から八%ぐらい減つております。辛うじて料金のアップによって課税標準が五%アップになつておる。こういう状況でございまして、将来性からいつてもあまりない。この辺を考えまして配分の対象税目として特に所得税と

場税、それから比較的地域的偏在度の少ないたばこ消費税、こういうものを見税目としていただきまして、で、さるに先生御指摘になつたような交付団体に赤字が出るんじやないかといふような点をも、先ほど申しました三つばかり措置を講じまして、そういうことのないようになつて配慮が加えられておるわけでござります。

○木村福八郎君 これはまた、あなたのはうから税源配分の法律が出てきたときにちょっと伺いますが、たばこ消費税を本数にした場合、その基準価格はどういうふうにしてきめるのですか。

○政府委員(村山達雄君) いずれこれほまあ自治省のはうから詳細なあれがあると思いますが、われわれと相談したところでは、前年度実績によつて一本当たりの売上価格というものがきまってくるわけでござります。たとえば、前年実績でさうつと見ますと、品種はずつと高級に移つたとかいろんなことはございましょうが、全体の売上金額割る本数でやりますと、課税標準が出来るわけでござります。

○木村福八郎君 専業公社の。

○政府委員(村山達雄君) はあ。それを毎年々々改定していこう。ですから、だんだん上がつていきますと、品種が上がりますと、毎年々々一本当たりの課税標準は上がつてくる。その趨勢を繰り込みたい、こういう方法でやつていいこうといふわけでございます。

○荒木正三郎君 先ほど木村委員の質問の答弁で、予約米の減税措置ですね、これは政策的な効果はなくなつてゐる、こういうふうな答弁だったのですが、それでも、やはり相当供出意欲を刺

激するという点では、効果がなくならないであります。来年はそういう制度をやめたいと、こういうお話をのように聞いたのです。ですが、それは若干疑問があると思います。

○政府委員(村山達雄君) まあなかなかなつたとは申しませんが、先ほど申しましたように、非常に薄くなつた。かくして設けられたときから比べますと、非常に適用農家数も少くなり、これによる恩典額も少なくなつておるということで、まあ来年度をどうするかといふ問題は、これから検討だと申し上げたわけですが、税制的な考え方としては効果の多い方向に向かうべきでないかと、これは抽象論でござりますが、そういう角度も一方ございまが、他方におきまして、ただいま先生が、おっしゃつたように、なるほど薄くなつたといつても、まだ相当じゃないか、こういふ御議論がある。特に住民税を考えてみると、住民税についてははぼと当の農家数になつておる。この辺の点を考えながら、いずれ来年度も慎重に検討して参りたい。来年度はやめるとかやめないと、今からもちろんいえないわけございますが、考慮する要素としてもそれは二方面のこと�이ございますので、慎重に検討して参りたい、かように申し上げたわけでござります。

○政府委員(村山達雄君) これは予約供出制度をやめるかどうかというのではなく、われわれはちょっととわかりかねます。わかりかねますが、ただ、こういふことはいえるのではないかと。ほんとうにこの予約供出制度、国の制度でやつてゐるわけです。この制度に乗つておるほんとうの減税といふのは、予約申し込み算定金です。それから今の時期別格差、これはまさにこの制度に乗つたって、制度のもとにおける追加払いでございます。これはこの制度をとる限り、それについても税制は歩調を合わせなければならぬといふことは、一応まあ——別の考え方を乞ひいましょう。根本的に整理すべきだとかなんとかいう考えはございませんが、一応是認できる。しかし、そのほかに、この金額といふのは、実は去年平均して石当たり二百円。ことは時期別格差がどう出るかわかりませんが、二百五十五円程度と見込まれておるわけでございます。そのほかに供出したるものについては千百円引くわけでございます。これは実は予約制度と直接の関係はないわけでございます。もちろん、予約制度を機会にこの制度ができるわけでございますけれども、この予約制度との関連の度合いから申しますと、保有米とは違つたベースで特に評価としてそれだけ引くわけでございます。これはどうも関連からいと、なるほど発生の過程においては今度の予約米制度と一緒に発生した現行のもとにおいて、この制度については同じく考へる場合においてもやはり比重の違いがあるのじやないか、まあ率直に申しますと、そんな感じがするわけでございます。

○荒木正三郎君 この問題は額にして  
も少ないし、またそれに該当する農家の  
戸数も少ないというふうなことか  
ら、あるいは税制の考え方からして、  
軽く見るという考え方がある相當多いと思  
うのですがね。けれども、社会党とし  
てもこの国会で衆議院のほうでこれと  
同様な案を出しているわけです。それ  
はやはりこの問題を量の上から、ある  
いは税額の上から、あまり軽く見ると  
いうことについては反対なんですが、  
そういう立場から、今後この問題の処  
理については慎重にやつてもらいたい  
といふふうに思いますね。そういう  
ことを要望して、この程度にいたして  
おきます。

○委員長(棚橋小虎君) ほかに御発言  
もなければ、これにて質疑は尽きたも  
のと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないと  
認めます。

これより討論に入ります。御意見の  
ある方は、賛否を明らかにしてお述べ  
を願います。一別に御意見もなければ  
ば、これにて討論は終結したものと認  
めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(棚橋小虎君) 御異議ないも  
のと認めます。

これより採決に入ります。昭和三十  
六年産米穀についての所得税の臨時特  
例に関する法律案を問題に供します。  
本案を原案どおり可決することに御賛  
成の方は拳手を願います。

〔賛成者挙手〕

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか？

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（棚橋小虎君） 御異議ないものと認め、さように決定いたしました。

○委員長（棚橋小虎君） 次に、保険業法の一部を改正する法律案につきまして、若干補足説明を聽取することにいたします。

○説明員（柏木雄介君） 保険業法の一部を改正する法律案につきまして、若干補足説明をさせていただきたいと思ひます。

船舶保険料率に関する保険業者間の協定は、世界的に確立した慣行でございまして、英國を始めとする諸外国におきましては、保険業者の自主的な料率協定が行なわれております。すなわち、イギリスにおきましては、合同船舶保険委員会を中心とする多くの協定料率が、ロイズ及び保険会社を運営する保険市場全体のものとしまして制定、順守されております。また、完備した独占禁止法体系を持つてありますアメリカにおきましても、一九二〇年の海運法によりまして、船舶保険を含む海上保険に対しましては、独禁法の適用が除外されております。アメリカ船舶保険シンジケートを初め、若干のシンジケートが結成されまして、広く船舶保険全般にわたる協定が行なわれております。その他、ノルウェー、西ドイツ、フランス、イタリー等におきましても、いずれも船舶保険の料率協定が

維持されております。これらの各国の実情は、船舶保険におきましては協定料率制が事業の性質上本来必要かつ合理的であることを示すものであるうと思ひます。

ところが、わが國におきましては、提案理由として御説明申し上げましたように、昭和二十六年の保険業法の改正当时は、わが國の船腹がいまだ少ない船舶が多くて、保険の成績もよくなかつたために、船舶保険本来の姿でありまする協定料率制を採用することなまして、今日に至つては、このごとく、算定会料率によります。

と、協定料率と異なりまして、料率がどうしても一率包括的にならざるを得ませんので、各船主、各船舶の特色、特性を反映した、いわゆるきめのこまかい料率の算出は困難であります。また、料率を左右する事情の変更や、新しいリスクの出現、料率の国際的動向に迅速、柔軟に対応することがとかく困難であるというような難点を伴うものでございます。もちろん、こういう難点は、船舶保険が国際性の強い特殊な企業保険でございまして、不特定多数の一一般大衆または各種の事業を含む工業等に対する火災保険等とはおのずから性質を異にする特殊な分野であるということに伴うものでございます。

このように、船舶保険の分野におきましては、本来算定会料率によるところなく、むしろ諸外国の例にならないまして協定料率制とすることが、保険業界、海運業界の双方にとりまして望ましいわけでございますが、このような

制度といたしますには、これまで海運業、保険業のそれぞれが相当の基礎を持つようになり、経験を重ねて参ることが必要であつたわけでありまして、この十年の間にわが国の船腹が新鋭船

船を中心<sup>てん</sup>に相当<sup>しょう</sup>の拡充<sup>くわくこう</sup>を見まして、しかも各船主、各船舶<sup>かふねい</sup>の特色、特性<sup>じゆせき</sup>の事績<sup>じしけい</sup>も、相当<sup>しょう</sup>期間<sup>かんげん</sup>にわたりまして積み上<sup>あが</sup>げられたことによるのであります。また、個々<sup>こくご</sup>でなく協定制<sup>けいていせい</sup>をとります理由<sup>りゆう</sup>としましては、船舶保険<sup>かふねいほけん</sup>におきましては、共同保険<sup>きょうどうほけん</sup>及び再保険<sup>さいほけん</sup>による危険<sup>きけん</sup>の分散<sup>さんぱん</sup>がどうしても必要<sup>ひつぱう</sup>であります。が、協定<sup>けいてい</sup>によつて歩調<sup>ほぢゆう</sup>をそろえませんと、その円滑<sup>えんがく</sup>な運営<sup>うんぎやう</sup>がきわめて困難<sup>なんがん</sup>でありますこと、また戦前<sup>せんぜん</sup>における<sup>おきる</sup>としても、保険業者<sup>ほけんぎょうしゃ</sup>間<sup>ま</sup>の自由競争<sup>じゆゆきじゆう</sup>が行き<sup>ゆき</sup>ま

船を中心には相當の拡充を見まして、しかも各船主、各船舶の特色、特性の事績も、相当期間にわたりまして積み上げられたことによるものであります。  
また、個々別々でなく協定制をとります理由としましては、船舶保険においては、共同保険及び再保険による危険の分散がどうしても必要であります。しかし、その円滑な運営がきわめて困難でありますこと、また戦前におきましては、保険業者間の自由競争が行き過ぎまして、過当な料率引き下げ競争による弊害を招いたという事例がありますことなど、こういったことも船舶保險の一つの特色によるものと思います。

の三第一号のカッコ書きの規定によりますと、海上保険のうち船舶の料率だけにつきましては、共同行為ができるようになりますので、今回このカッコ書きの規定を削除し、共同行為ができるようになります。共同行為があるわけであります。

○委員長(棚橋小虎君) 関税法の一部を改正する法律案を議題とし、補足説明を聽取することといたします。

○説明員(武藤謙二郎君) 関税法の一部を改正する法律案ですが、内容は簡単であります。補足説明

は、鹿児島空港を税関空港に改め、水島港を開港に追加すると、それだけの内容でございます。で、関税法では、

定が入ってきてるのですね、この辺は  
新しく。これは通則法の関係はどうな  
んですか、その点。

通則法は、まあその法律の性質上、各税法ができ上がりませんと、なかなかでききれないという問題が一つございまます。で、それと同時に、各税法もまた順序でございますが、各税法は本日まあ閣議で全部かかって、多分通過したと思いますが、したがいまして、これから通則法も、これはもう何回かやつておりますが、最後の固めにこれから入ろうとするわけでございまして、今後一週間ないし十日以内には提出したいというふうに、これから極力まあ馬力をかけるつもりでござります。

それから、各税法の改正案があな出で参りますが、そのうち通則法の改正案がまあ出

ある程度前提にしたものもござります。これはまあほとんどは形の上なんですが、そういうものもござります。たとえば、物品税を今度全面改正するわけでございます。この点はもう大体通則法を前提にして書かれておる点がかなり多いと思います。

○木村福八郎君 それは今度は申告になる。そういう  
なるわけですね、申告になる。そういう  
う点は出ている。

方法によって申告し納める税金でござります、賦課課税方式というものはこういうものでございますと、ここまで

方法によって申告し納める税金でございます、賦課課税方式というものはございません、各税法で、自分の税は、その課税方式については申告納税制度をと

よるとか、あるいは賦課課税方式によるとかといいますと、その方式は通則法で定める方式でございます。こういうふうな形を予定しているわけでござります。で、なお、むずかしい問題でございまして、通則法に伴つて各税法を直した分野もございます。この点につきましては、やはり通則法の制定に伴う各税法の整理に関する法律という、ちょうど、この前34年でございまが、国税徵收法の全文改正をいたしましたときに、その制定に伴つて各税法を整理いたしました。あれと同じような整理法が一部出ると思っております。

それから、地方税法でございますが、これは自治省におきまして国税に関する通則法が固まりますと、大体こ

れを模範といたしまして、地方税の通則法を設けるやに聞いておるわけでござります。

○木村福八郎君 それは地方税の改正ということになるのですか。それとも、別に地方税の通則法として出でてくるのですか。

○政府委員(木村達雄君) 法律の形はどうなりますか、まだ聞いておりませんが、おそらく地方税の通則法ということで出てくるのじゃないかと思います。あるいはことし間に合いますかどうですかわかりませんが、大体われわれ聞きましたところでは、国税の方で通則法ができるたら、それを範として地方税に、まあ特殊なものがござります



ココア等「原料課税」牛乳、菓子、水あめ、冰水、果実等)のうち、清涼飲料のみ課税されており、その課税取扱い措置もきわめて複雑、不均衡である。また、清涼飲料業者は、大部分が零細業者であり、かつ現在中小企業団体法による調整事業を実施中であるから、表中の第二種四十五・し好飲料と第三種三清涼飲料の物品税を廃止せられたいとの請願。

二月五日本委員会に左の案件を付託された。

#### 一、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 二、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 三、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 四、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 五、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 六、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 七、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 八、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 九、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 十、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 十一、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 十二、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 十三、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

#### 十四、外国為替銀行法の一部を改正する法律案

- 2 前項の規定により債券を発行したときは、発行後一月以内にその発行券面額に相当する額の旧債券を償還しなければならない。  
 (債券発行の届出)
- 第九条の四 外国為替銀行は、債券を発行しようとするときは、そのつど、その金額及び条件をあらかじめ大蔵大臣に届け出なければならない。
- 2 商法(明治三十二年法律第四十号)第二百九十八条(既存の社債に未払込みのある場合の社債発行の制限)の規定は、外国為替銀行が債券を発行する場合については適用しない。  
 (債券の発行方法、発記等)
- 第九条の五 外国為替銀行が債券を発行する場合において、応募総額が社債申込証に記載した債券の総額に達しないときでも債券を成立させると旨を社債申込証に記載したときは、その応募総額をもつて債券の総額とする。
- 2 外国為替銀行の発行する債券及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。)の合計額が当する金額を限度として、債券を発行することができる。  
 (債券の発行)
- 第九条の二 外国為替銀行は、資本及び準備金(利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。)の合計額の五倍に相当する金額を限度として、債券を発行することができる。  
 (債券の発行の場合は特例)
- 3 外国為替銀行は、債券を発行する場合においては、発出しの方法によることができる。この場合においては、発出期間を定めなければならない。  
 (前項の場合においては、社債申込証を作成することを要しない。ただし、その総額の

5 第三項の規定により発行する債券には、左の事項を記載しければならない。

一 外国為替銀行の商号

二 債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

六 商法第三百五条第一項(社債の登記)の期間は、債券の売出期間満了の日から起算する。

7 外国為替銀行は、売出しの方法により債券を発行しようとするときは、左の事項を公告しなければならない。

一 売出期間

二 債券の総額

三 数回に分けて債券の払込みをさせるとときは、その払込みの金額及び時期

四 債券発行の価額又はその最低価額

五 第五項第一号から第四号までに掲げる事項

六 債券の発行する場合においては、割引の方法によることができる。

7 外国為替銀行が発行する債券の登記については、その総額(総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下次項において同じ。)を登記すれば足りる。

8 外国為替銀行が発行する債券に登記については、その総額(総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下次項において同じ。)を登記すれば足りる。

9 外国為替銀行が発行する債券に登記については、その総額(総額を数回に分けて発行する場合においては、各回の発行金額とする。以下次項において同じ。)を登記すれば足りる。

10 外国為替銀行が発行することを要しない。ただし、その総額の

償還があつたときはその登記をし、かつ、毎年三月末におけるその償還を終わらない金額の合計金額を本店の所在地においては四週間以内、支店の所在地においては五週間以内に登記しなければならない。

一 外国為替銀行が合併の

二 債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

六 商法第三百五条第一項(合併異議の通告)の規定によつてしなければならない。

7 外国為替銀行が合併の

8 外国為替銀行が合併の

9 外国為替銀行が合併の

10 外国為替銀行が合併の

11 債券の発行の方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百九十二条第二項第二号(社債の申込み及び受けを証する書面)の書面に代え、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 売出期間内における売上総額を証する書面

二 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

三 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

四 第九項及び第十項の規定は、外

5 第九項及び第十項の規定は、外

6 第九項及び第十項の規定は、外

7 第九項及び第十項の規定は、外

8 第九項及び第十項の規定は、外

9 第九項及び第十項の規定は、外

10 第九項及び第十項の規定は、外

11 第九項及び第十項の規定は、外

12 第九項及び第十項の規定は、外

13 第九項及び第十項の規定は、外

14 第九項及び第十項の規定は、外

15 第九項及び第十項の規定は、外

16 第九項及び第十項の規定は、外

17 第九項及び第十項の規定は、外

18 第九項及び第十項の規定は、外

19 第九項及び第十項の規定は、外

は、外国為替銀行が発行する債券の模造について準用する。

一 外国為替銀行が合併の

二 債券の券面金額

三 債券の利率

四 債券償還の方法及び期限

五 債券の番号

六 商法第三百五条第一項(合併異議の通告)の規定によつてしなければならない。

7 外国為替銀行が合併の

8 外国為替銀行が合併の

9 外国為替銀行が合併の

10 外国為替銀行が合併の

11 債券の発行の方法により発行する債券の登記の申請書には、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百九十二条第二項第二号(社債の申込み及び受けを証する書面)の書面に代え、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 売出期間内における売上総額を証する書面

二 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

三 第七項に規定する公告をしたことを証する書面

四 第九項及び第十項の規定は、外

5 第九項及び第十項の規定は、外

6 第九項及び第十項の規定は、外

7 第九項及び第十項の規定は、外

8 第九項及び第十項の規定は、外

9 第九項及び第十項の規定は、外

10 第九項及び第十項の規定は、外

11 第九項及び第十項の規定は、外

12 第九項及び第十項の規定は、外

13 第九項及び第十項の規定は、外

14 第九項及び第十項の規定は、外

15 第九項及び第十項の規定は、外

16 第九項及び第十項の規定は、外

17 第九項及び第十項の規定は、外

18 第九項及び第十項の規定は、外

19 第九項及び第十項の規定は、外

銀行の債券及び預金の債務を承継した会社について準用する。

第十一條前段中「第五条(他業の禁止)」の下に「、第十五条(合併異議の催告)」を、「第十七条(貯蓄銀行との合併)」の下に「、第二十六条(他業会社への転移等)」を加え、同条後段を削る。

第十六条第四号中「第七条第三項」の下に「若しくは第十条の二第一項」を加え、「、第二十六条第一項(他業会社への転移)」を削る。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十一号ただし書中「長期信用銀行法」の下に「若ハ外国為替銀行法」を加える。

昭和三十七年二月九日印刷

昭和三十七年二月十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局